

1. 建設リサイクル推進計画とは

- ・ 建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画
- ・ これまで4回（1997、2002、2008、2014年）策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

2. 計画2020のポイント

- ・ 維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・ 建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・ 主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・ これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

3. 計画期間・目標設定

- ・ 計画期間：最大10年間、必要に応じて見直し
- ・ 目標設定：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進

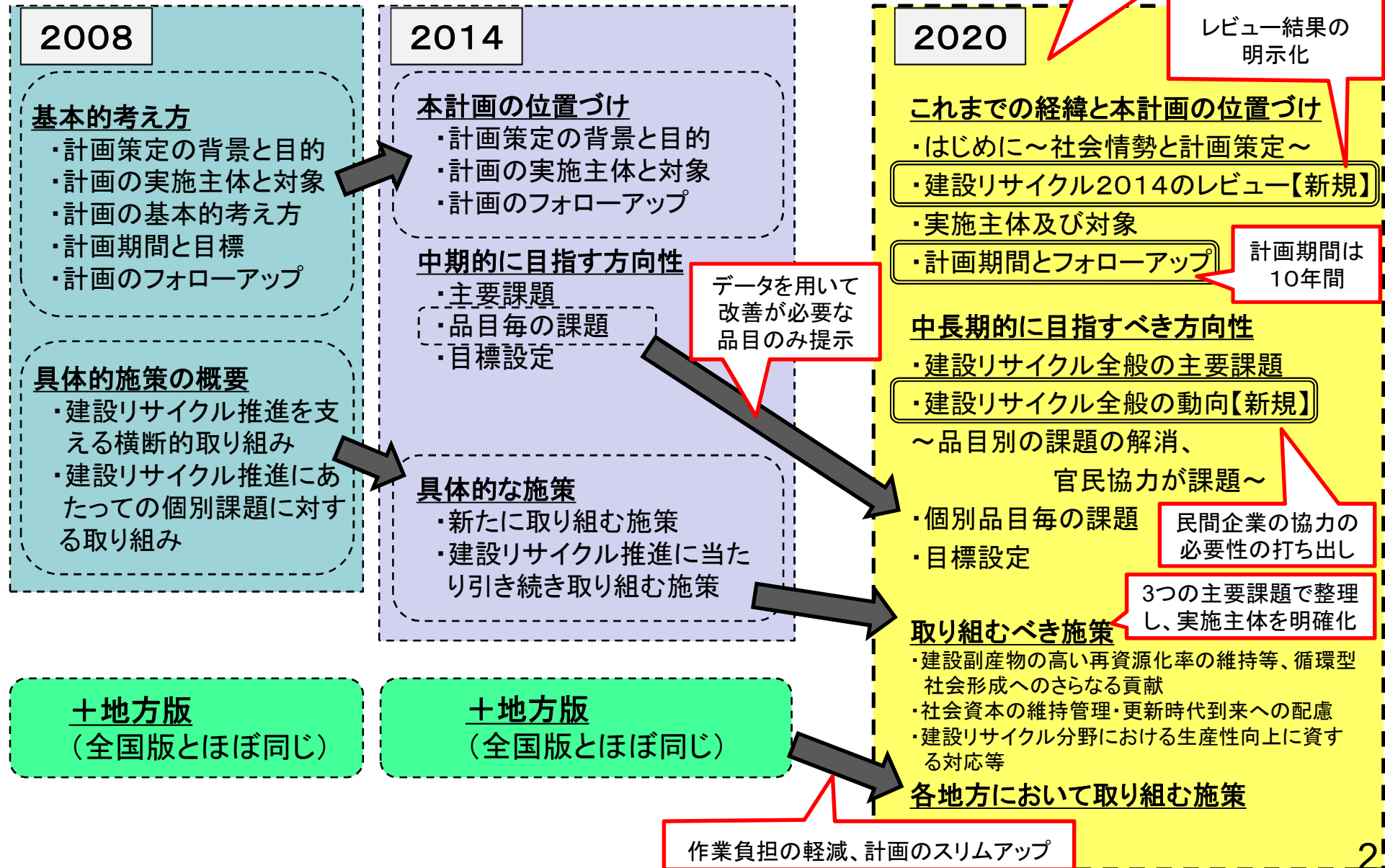
4. 主要課題

- ・ 以下の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ
 - ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
 - ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
 - ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

5. フォローアップ

- ・ 2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

これまでの計画との相違点



建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

<p>(1)建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献</p> <p>1 再生資材の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討 (継続、本省) ○グリーン調達による再生資材の利用推進(継続、本省) ○再生資材の品質基準及び保証方法の確立(継続、本省) <p>3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底(継続、本省) ○廃石膏ボードの再生利用の促進(継続、本省) ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進 (新規、本省及び各地方協議会) 	<p>2 優良な再資源化施設への搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再資材化・縮減率の高い優良施設への搬出促進 (継続、各地方協議会) ○再資源化施設への搬出徹底(継続、本省) <p>4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土の需給動向の把握(継続、各地方協議会) ○官民有効利用マッチングシステムの利用 (継続、本省及び各地方協議会) ○建設発生土の不適切な取扱いへの対応 (継続、本省及び各地方協議会)
<p>(2)社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮</p> <p>1 再生資材の利用促進【再掲】</p> <p>5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクルガイドラインの改定(継続、本省) ○リサイクル原則化ルールの改定(新規、本省) ○社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(継続、本省) ○住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進(継続、本省) ○官庁施設の長寿命化に向けた取り組み(継続、本省) 	<p>3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】</p> <p>6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 (継続、各地方協議会) <p>7 激甚化する災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進 (継続、各地方協議会)
<p>(3)建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等</p> <p>8 建設副産物のモニタリングの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携(継続、本省) ○建設副産物に係る情報交換システムの改善(継続、本省) ○電子マニフェストの普及(継続、本省) <p>9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用 (新規、本省) 	<p>10 広報の強化(継続、広報推進会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み ○建設発生土の有効利用に関する取り組み ○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み ○関係者と連携した取り組み <p>11 新技術活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設廃棄物のカスケード利用の促進(継続、本省) ○NETISの活用(継続、本省) ○試験研究に対する取り組み(継続、本省)

建設廃棄物のリサイクル率

1990年代：約60%程度

2018年度：約97%

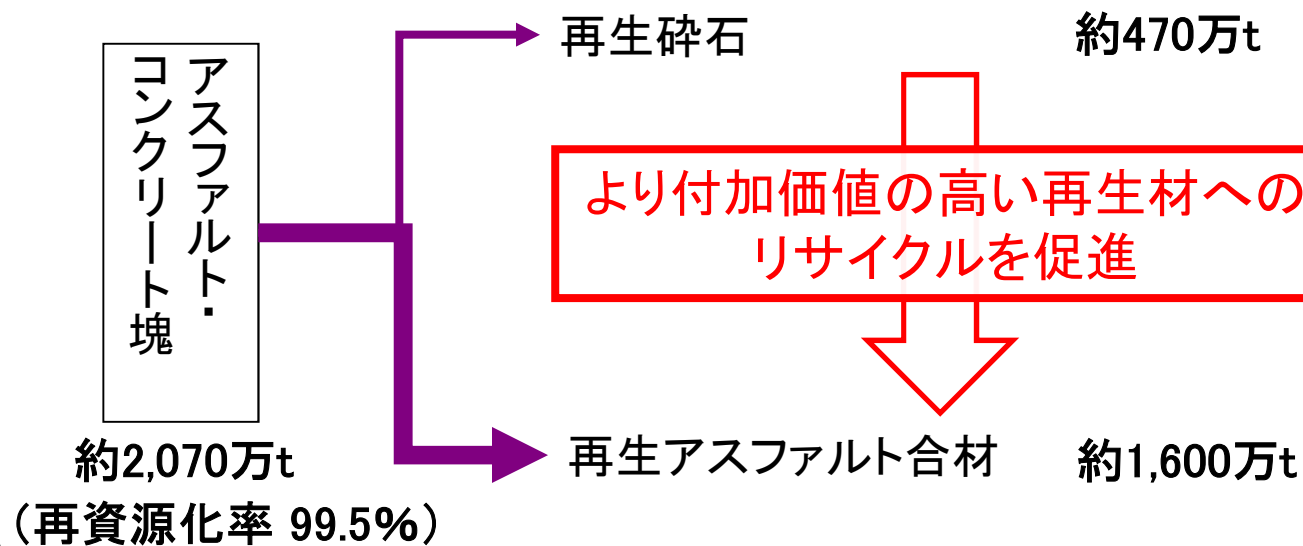
リサイクル率としてはほぼ100%に近く、着実に成果が結実

今後はリサイクルされた材料の利用方法に目を向けるなど、
リサイクルの「質」の向上が重要

リサイクルの「質」の向上に係る具体例

○より付加価値の高いものへのリサイクルの促進

(例：アスファルト・コンクリート塊のリサイクル)



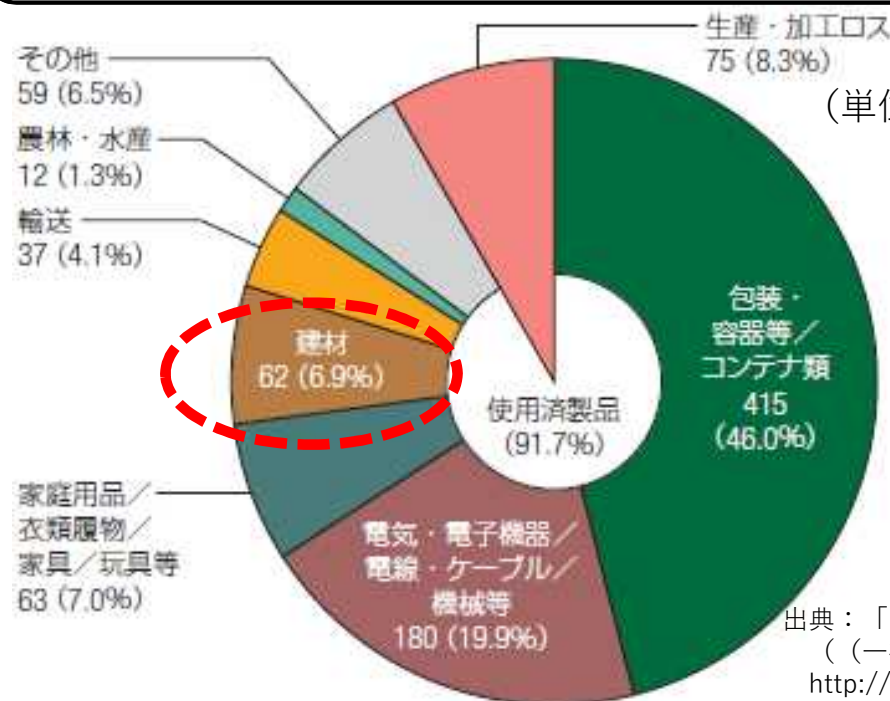
(1)建設副産物の高い再資源化率等の維持等
循環型社会形成へのさらなる貢献に係る施策

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進

(新規：本省及び各地方協議会)

○SDGsなど国際的に対応が求められている廃プラスチックについて、建設分野における排出量も大きいことから、これまでの計画では個別に扱っていなかった建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進。



(単位：万 t)

新たに廃プラスチックを個別品目として着目



今後、データによるリサイクル動向の把握

出典：「リサイクルデータブック2019」
(一社)産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター
<http://www.cjc.or.jp/data/pdf/book2019.pdf>

廃プラスチック排出量903万トンの分野別内訳(2017年)

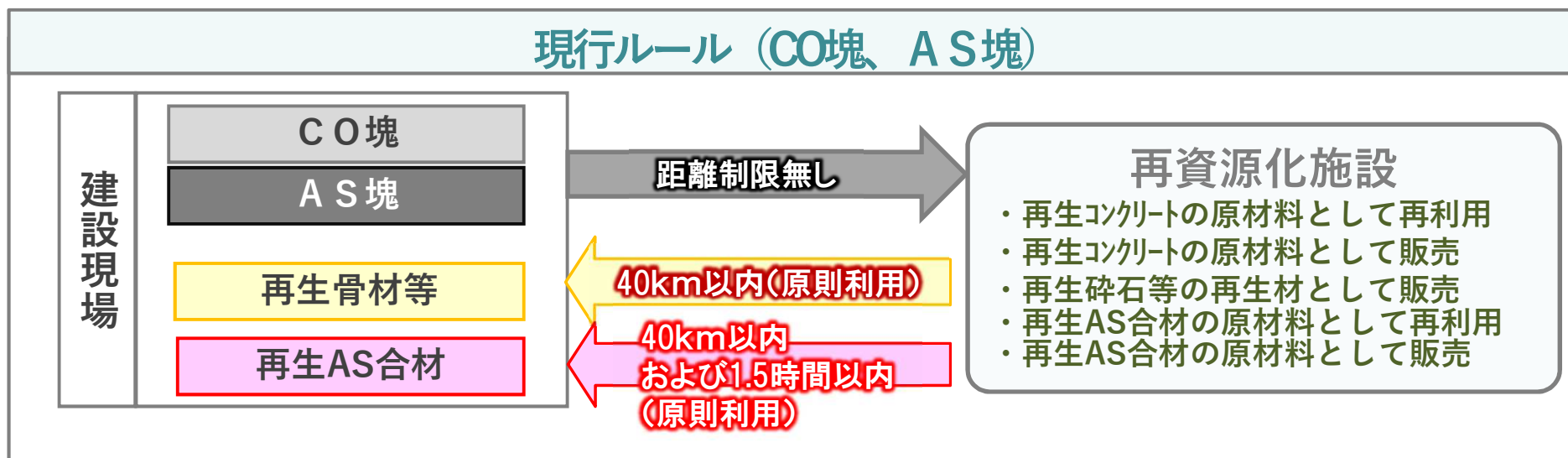
今後、廃プラスチックのデータ等の収集・分析および、産業廃棄物処理業者や民間企業との連携を促進し、必要に応じて目標の指標について検討

5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取組

○リサイクル原則化ルールの変更

(新規：本省)

○中期的に排出抑制、再資源化に資するため、現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討する。



改正の方向性

- 社会情勢の変化(交通網の発達等)による距離制限の改定の検討
- AS塊等の品目別の再資源化施設の指定の検討

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

(新規：本省)

○建設発生土の発生元から最終の搬出先までの移動実態を把握することは、建設発生土の不適切な取扱いの抑制等にも資する可能性があるため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

○建設発生土トレーサビリティシステムイメージ



H30センサス 建設発生土搬出および土砂利用状況

